



平成29年4月5日

各 位

会 社 名 **ソレキア株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 義和
(JASDAQ・コード番号 9867)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役総務部長 針生 貞裕
電 話 03-3732-1131

**富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する
公開買付けに関する意見表明のお知らせ**

富士通株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者が本日付で開示した「ソレキア株式会社普通株式（証券コード9867）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）のとおり、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更を決定したことを受け、当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、平成29年3月16日に開示いたしました「富士通株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「当初賛同表明プレスリリース」といいます。）及び平成29年3月29日に開示いたしました「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「第1回変更後賛同維持プレスリリース」といいます。）において既にお知らせしております、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これに伴い、当初賛同表明プレスリリースの内容（第1回変更後賛同維持プレスリリースにより追加・訂正された内容を含みます。）を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金 4,000円

(変更後)

普通株式1株につき、金 5,000 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、平成29年3月29日付で公開買付者プレスリリースを開示し、本公開買付価格を変更（以下「本買付価格変更」といいます。）することを発表しました。当社は、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、平成29年3月29日付で「ソレキア株式会社普通株式（証券コード9867）に対する公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ」を開示し、本公開買付価格を変更（以下「第1回買付価格変更」といいます。）することを発表しました。当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

その後、公開買付者は、平成29年4月5日付で公開買付者プレスリリースを開示し、再度本公開買付価格を変更（以下「第2回買付価格変更」といいます。）することを発表しました。当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年4月5日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

その後、公開買付者は、佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）が平成 29 年 2 月 3 日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）における買付け等の価格を、平成 29 年 3 月 21 日に当社株式 1 株につき 2,800 円から 3,700 円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、平成 29 年 3 月 27 日に本買付価格変更後の本公開買付価格を当社に通知した上で、平成 29 年 3 月 29 日、本公開買付価格を 3,500 円から 4,000 円に変更することを決定したとのことです。

(変更後)

(前略)

その後、公開買付者は、佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）が平成 29 年 2 月 3 日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）における買付け等の価格を、平成 29 年 3 月 21 日に当社株式 1 株につき 2,800 円から 3,700 円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、平成 29 年 3 月 27 日に第 1 回買付価格変更後の本公開買付価格を当社に通知した上で、平成 29 年 3 月 29 日、本公開買付価格を 3,500 円から 4,000 円に変更することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、佐々木氏が佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成 29 年 3 月 31 日に当社株式 1 株につき 3,700 円から 4,500 円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、平成 29 年 4 月 3 日に第 2 回買付価格変更後の本公開買付価格を当社に通知した上で、平成 29 年 4 月 5 日、本公開買付価格を 4,000 円から 5,000 円に変更することを決定したとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

(前略)

また、上記当社取締役会においては、大和証券より取得した本株式価値算定書に照らせば、本買付価格変更前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、上記取締役会において、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。

さらに、当社は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。その結果、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定

した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記当社取締役会においては、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議いたしました。

(変更後)

(前略)

また、上記当社取締役会においては、大和証券より取得した本株式価値算定書に照らせば、第1回買付価格変更前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、上記取締役会において、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。

さらに、当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。その結果、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記当社取締役会においては、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議いたしました。

その後、当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。上記の判断には変更はなく、平成29年4月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(変更前)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値算定を依頼し、大和証券から平成29年3月15日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々

木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、本買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

(変更後)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値算定を依頼し、大和証券から平成29年3月15日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、第1回買付価格変更及び第2回買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

(前略)

本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して27.27%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとのことです。）、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

その後、公開買付者は、佐々木氏が平成29年2月3日に開始した佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月21日に、当社株式1株につき2,800円から3,700円に引上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

本買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

(変更後)

(前略)

第1回買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日であ

る平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して27.27%(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとのことです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

その後、公開買付者は、佐々木氏が平成29年2月3日に開始した佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月21日に、当社株式1株につき2,800円から3,700円に引き上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

第1回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

さらに、公開買付者は、佐々木氏が佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月31日に当社株式1株につき3,700円から4,500円に引き上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、平成29年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更することを決定したとのことです。

第2回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して81.82%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して79.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して114.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して136.97%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置

(変更前)

(前略)

なお、第三者委員会は、平成29年3月28日に、当社取締役会に対して、本買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

(変更後)

(前略)

なお、第三者委員会は、平成29年3月28日に、当社取締役会に対して、第1回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

さらに、第三者委員会は、平成29年4月4日に、当社取締役会に対して、第2回買付価格変

更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成 29 年 4 月 4 日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

⑤ 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(変更前)

(前略)

その後、当社は、平成 29 年 3 月 29 日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く 4 名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役 9 名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。また、当該取締役会には、当社の監査役全員（4 名）が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べております。

(変更後)

(前略)

その後、当社は、平成 29 年 3 月 29 日及び平成 29 年 4 月 5 日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く 4 名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役 9 名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。また、当該各取締役会には、当社の監査役全員（4 名）が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べております。

(添付資料)

平成 29 年 4 月 5 日付「ソレキア株式会社普通株式（証券コード 9 8 6 7）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

以上

2017年4月5日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員広報 IR 室長 山守 勇
電 話 番 号 03-6252-2175

ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」といいます。)はソレキア株式会社(コード番号:9867、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2017年3月17日から開始しておりますが、本日、本公開買付けに係る買付け等の価格の変更を行うことを決定いたしました。これに伴い、2017年3月16日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2017年3月29日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。)の内容を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、2017年3月29日に公開買付者が行った本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の変更(以下「本買付価格変更」といいます。)前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700

(添付資料)

円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

なお、対象者が2017年3月29日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(前略)

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、2017年3月29日に公開買付者が行った本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の変更(以下「第1回買付価格変更」といいます。)前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

なお、対象者が2017年3月29日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「第1回変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

また、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月31日に公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、2017年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更すること(以下「第2回買付価格変更」といいます。))を決定いたしました。

対象者が2017年4月5日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対す

(添付資料)

る公開買付けに関する意見表明のお知らせ(以下「第2回変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、2017年4月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、第1回変更後対象者プレスリリース、第2回変更後対象者プレスリリース及び下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
(変更前)

(前略)

なお、対象者は、本買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

(後略)

(変更後)

(前略)

なお、対象者は、第1回買付価格変更及び第2回買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

(後略)

③ 対象者における独立した第三者委員会の設置
(変更前)

(前略)

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、2017年3月28日に、対象者取締役会に対して、本買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、2017年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

(変更後)

(前略)

なお、第1回変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、2017年3月28日に、対象者取締役会に対して、第1回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるも

(添付資料)

のではなく、2017年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

さらに、第2回変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、2017年4月4日に、対象者取締役会に対して、第2回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、2017年4月4日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
(変更前)

(前略)

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、2017年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、上記対象者取締役会においては、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議したとのことです。

対象者は、2017年3月29日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員（4名）が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(変更後)

(前略)

さらに、第1回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービ

(添付資料)

スを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、2017年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、上記対象者取締役会においては、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議したとのことです。

第2回変更後対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行いました。上記の判断には変更はなく、2017年4月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

対象者は、2017年3月29日及び2017年4月5日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員（4名）が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

2. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、4,000円

(変更後)

普通株式1株につき、5,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

(前略)

本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である2017年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して27.27%（小数点以

(添付資料)

下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

本買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である2017年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%のプレミアムを付した価格となっております。

(変更後)

(前略)

第1回買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である2017年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

第1回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である2017年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%のプレミアムを付した価格となっております。

さらに、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月31日に対象者株式に対する公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、2017年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更することを決定いたしました。

第2回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である2017年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して81.82%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して79.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329

(添付資料)

円に対して 114.68%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,110 円に対して 136.97%のプレミアムを付した価格となっております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

(変更前)

(前略)

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2017年3月16日、本公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月27日に本買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

(変更後)

(前略)

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2017年3月16日、本公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月27日に第1回買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月31日に対象者株式に対する公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、2017年4月3日に第2回買付価格変更後

(添付資料)

の本公開買付価格を対象者に通知した上で、2017年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更することを決定いたしました。

(7) 買付代金

(変更前)

2,940,944,000円

本公開買付けにおける買付予定数(735,236株)に1株当たりの本公開買付価格(4,000円)を乗じた金額であります。

(変更後)

3,676,180,000円

本公開買付けにおける買付予定数(735,236株)に1株当たりの本公開買付価格(5,000円)を乗じた金額であります。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(変更前)

(前略)

変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

(後略)

(変更後)

(前略)

第1回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

さらに、第2回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年4月5日開催の取締役会において決議したとのことです。

(後略)

以上